

第 57 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和3(2021)年7月29日(木) 15:30～

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

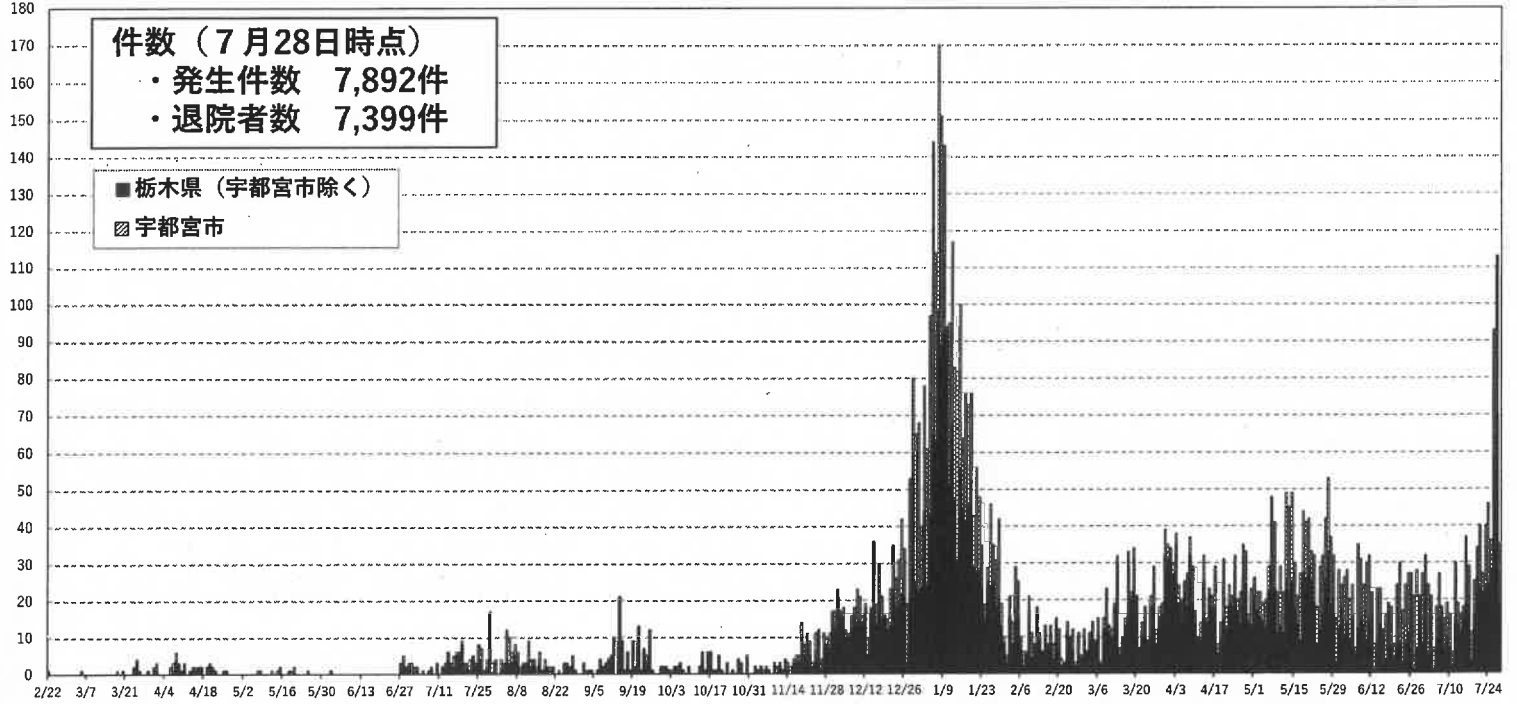
3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	末永 洋之
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	國井 隆弘
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	仲山 信之
	産業労働観光部長	辻 真夫
	農政部長	青柳 俊明
	県土整備部長	田城 均
	国体・障害者スポーツ大会局長	橋本 陽夫
	会計局長	熊倉 精介
	企業局長	琴寄 行雄
	県議会事務局長	大橋 哲也
	人事委員会事務局長	清水 正則
	監査委員事務局長	北條 俊明
	労働委員会事務局長	渡邊 慶
	危機管理監	神山 正幸
保健福祉部参事(感染症対策)	塚田 三夫	
栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議 議長		稲野 秀孝

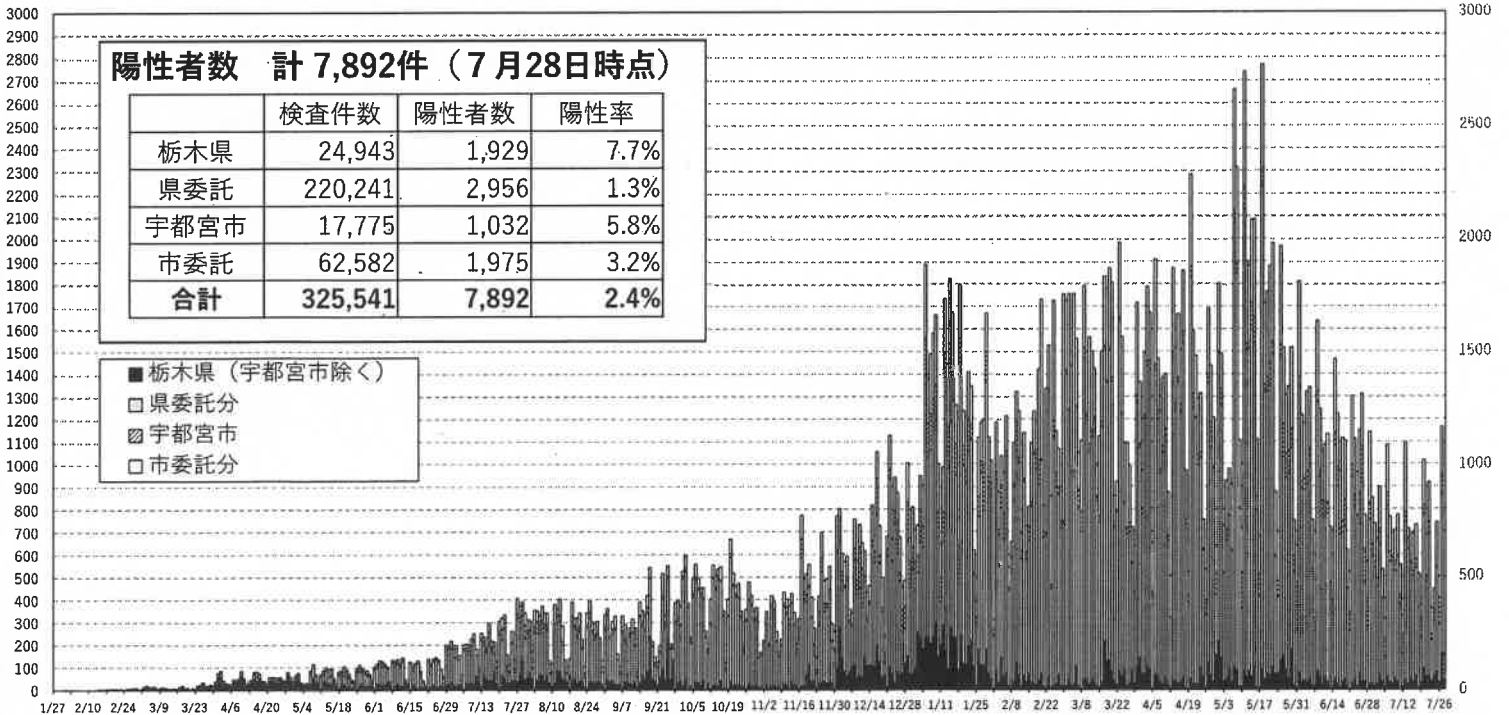
栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況

(件数)



栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数

(件数)



早期探知のための指標

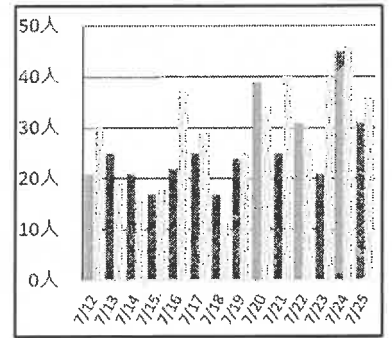
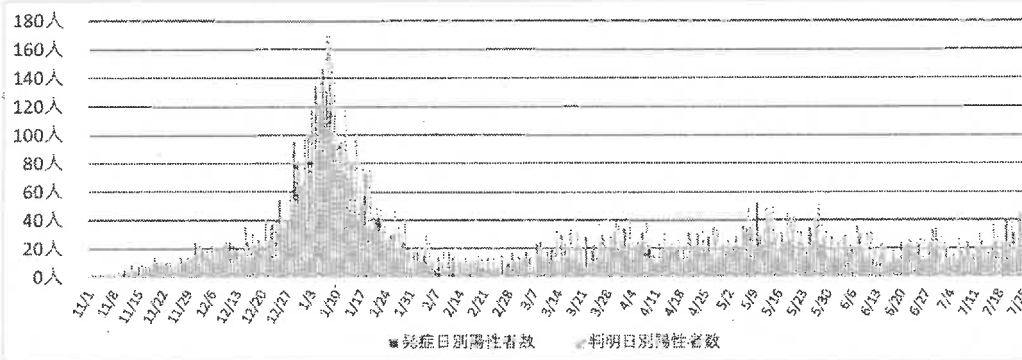
- 基本的にはステージⅢではまん延防止重点措置等を含む様々な“強い対策”を早期に講じることが重要である。
- そのために、「警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安」に加え、以下「安定した状態からの立ち上がりを示す指標」も基に総合的に判断する必要がある。

<安定した状態からの立ち上がりを示す指標>

発症日別陽性者数

7月25日 現在値 31人 (※発症日から判明日まで平均3日程度のため、3日前を現在値とする)
過去最大値(直近日) 146人 (1月6日)

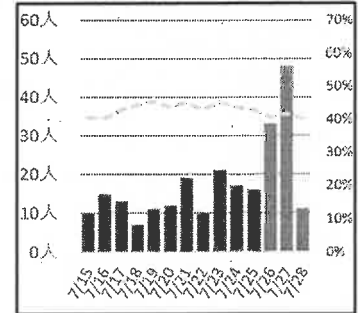
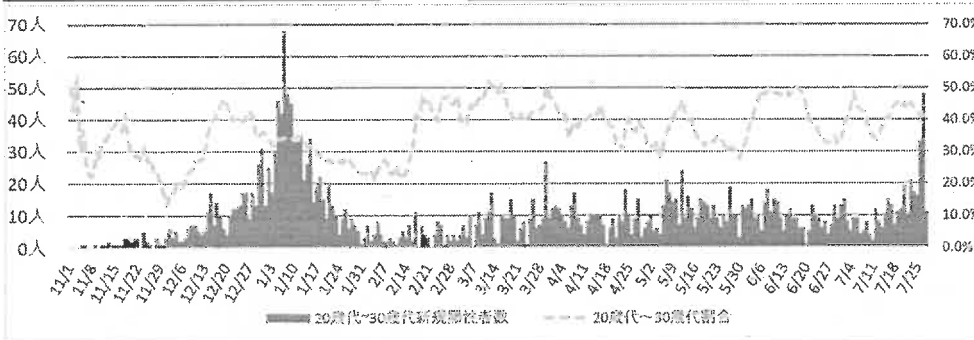
直近2週間の推移



20代～30代の新規陽性者数
及び割合

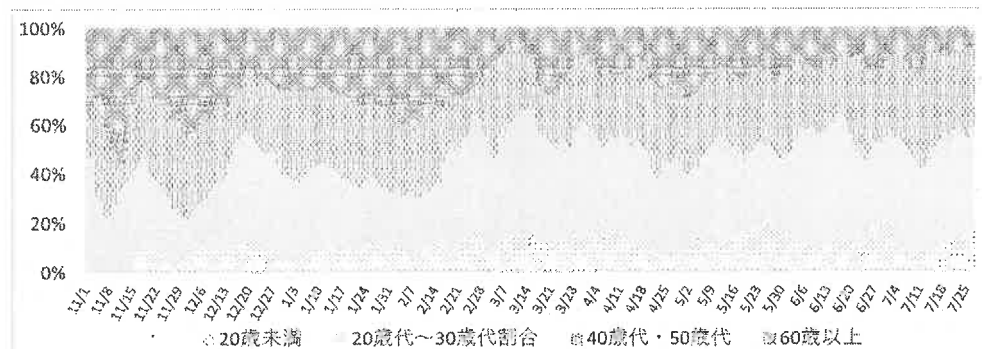
7月28日 現在値 11人 40.0%
過去最大値(直近日) 68人(1月7日) 54.5%(11月3日)

直近2週間の推移



※判明日ベース ※割合は一週間合計における割合としている。

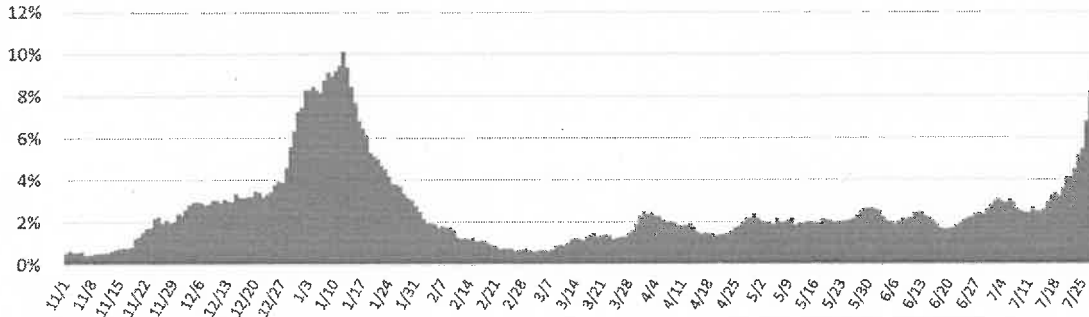
新規陽性者の年代別割合
(一週間合計の推移)



※判明日ベース

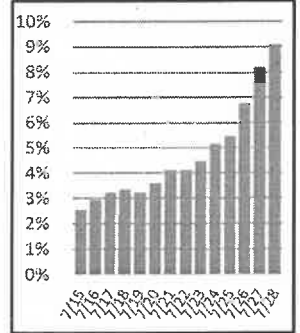
検査陽性率（直近1週間）

7月22日～ 7月28日 9.1%
過去最大値（直近日） 10.1%（1月6日～1月12日）



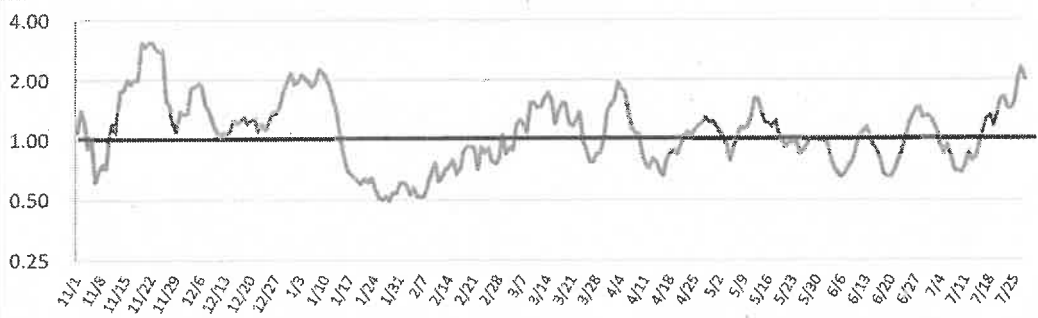
※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

直近2週間の推移

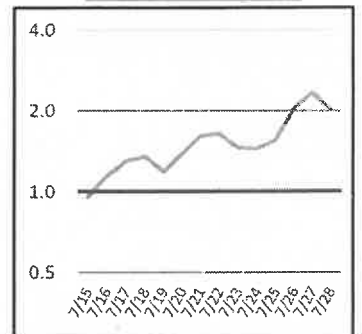


新規感染者数の直近1週間 と先週1週間の比較

7月22日～ 7月28日 2.0
過去最大値（直近日） 3.1（11月17日～11月23日）

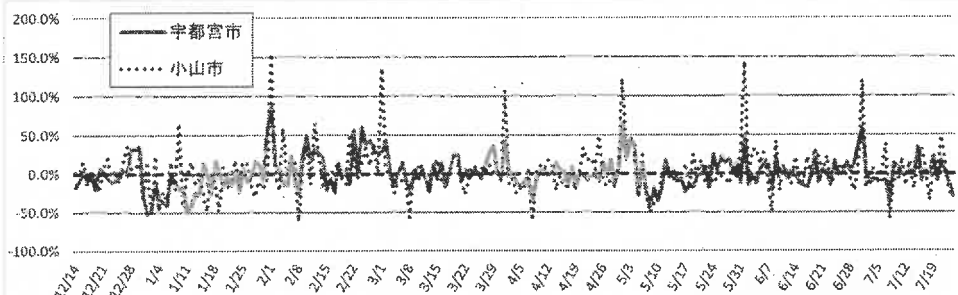


直近2週間の推移

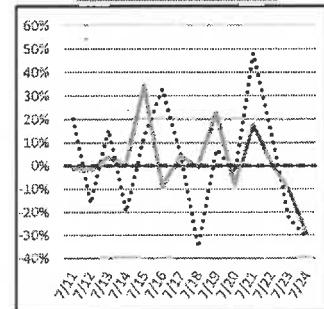


宇都宮市・小山市の夜間の人流 (21時の人流（前週との比較）)

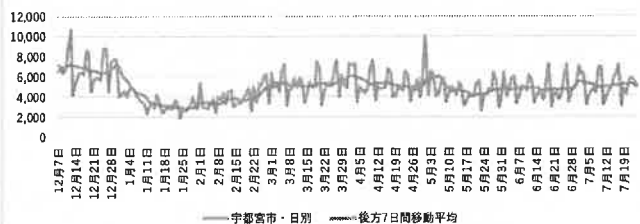
7月24日
宇都宮市 -29.2% 小山市 -31.0%



直近2週間の推移



宇都宮市中心部における21時の来街者の推移



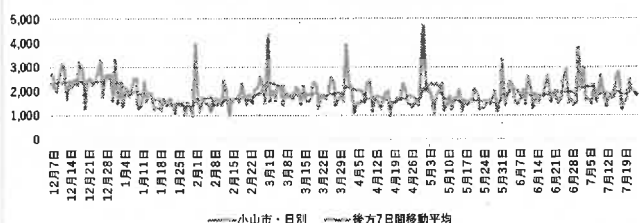
宇都宮市(21時)

↓ -9.6%
前日との比較

↓ -29.2%
前週との比較

↓ -37.6%
感染拡大前との比較

小山市中心部における21時の来街者の推移



小山市(21時)

↓ -2.5%
前日との比較

↓ -31.0%
前週との比較

↓ -24.6%
感染拡大前との比較

KDDI株式会社が提供する「KDDI Location Analyzer」(以下「KLA」という。)にて、特定のエリア(88箇所)を対象に取得する滞在者情報を元に栃木県が作成しています。当該情報は、KLAにおける位置情報の利用に許諾したユーザー数をもとに、全人口に対するユーザーの割合等を踏まえ、KLAにて拡大推計した人数を利用しています。

(注意事項)

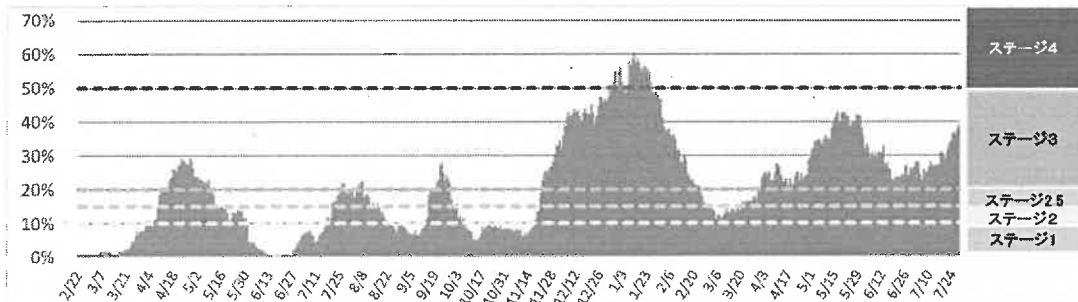
- ・当該情報は、対象日において該当エリアに30分以上滞在した推計来訪者数を集計しています
- ・来街者とは、直近1箇月の夜間(22時から翌朝5時まで)と直近1箇月の昼間(8時から19時まで)の最頻所在地が該当エリアに含まれない場合の推計来訪者と定義しています
- ・当該情報は、原則3日前の情報を最新の情報として掲載しています
- ・前日との比較では、休日と平日のデータ比較となる場合は、非常に大きな数値となっている場合があります
- ・前週との比較とは、前週の同曜日と比較しています。
- ・感染拡大以前との比較とは、令和2(2020)年1月18日から同年2月14日の同曜日の平均と比較しています

警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

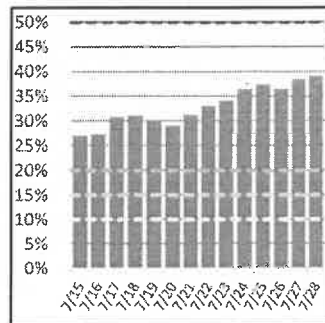
医療提供体制等の負荷

病床使用率

7月28日 現在値 39.1%
過去最大値(直近日) 60.5% (1月15日)



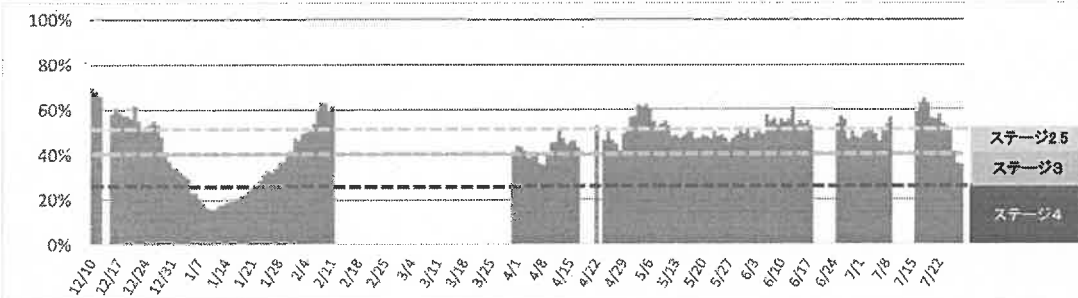
直近2週間の推移



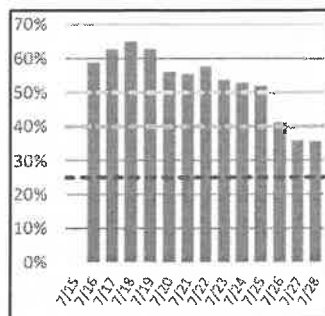
※受入病床数：130床(～5/31)、271床(6/1～)、311床(8/8～)、313床(9/16～)、317床(12/26～)、333床(1/8～)、337床(1/14～)、377床(2/1～)、409床(3/5～)、448床(6/1～)
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

入院率

7月28日 現在値 35.5%
過去最小値(直近日) 15.2% (1月10日)



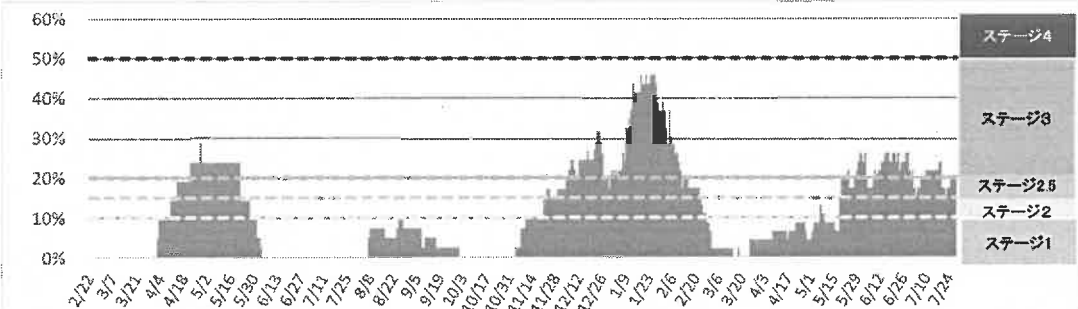
直近2週間の推移



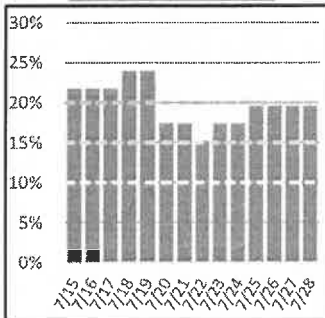
※療養者数に対する入院者数の割合
(療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用のため、初めて超えた2020年12月10日以降を表示)

重症病床使用率

7月28日 現在値 19.6%
過去最大値(直近日) 45.7% (1月26日)



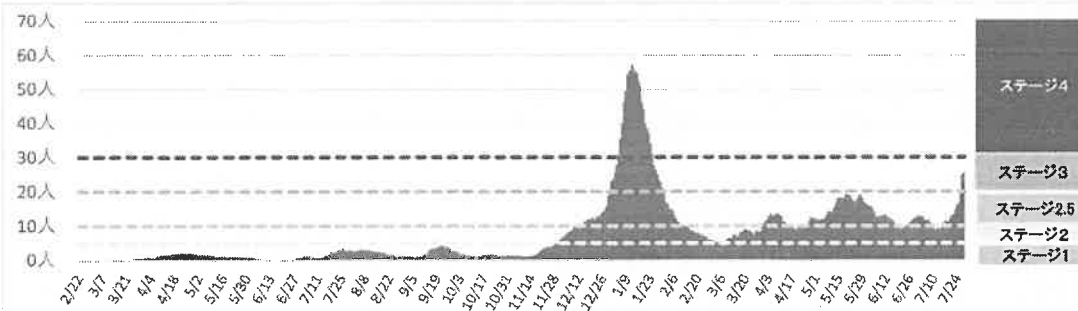
直近2週間の推移



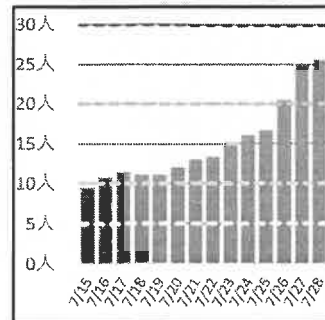
※重症病床数：受入病床130床のうち21床(～5/31)、受入病床271床のうち41床(6/1～)、受入病床311床のうち41床(8/8～)、受入病床313床のうち41床(9/16～)、受入病床317床のうち46床(12/26～)、受入病床333床のうち46床(1/8～)、受入病床337床のうち46床(1/14～)、受入病床377床のうち46床(2/1～)、受入病床409床のうち46床(3/5～)、受入病床448床のうち46床(6/1～)
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

人口10万人あたりの全療養者数

7月28日 現在値 25.5人
過去最大値(直近日) 57.2人 (1月12日)



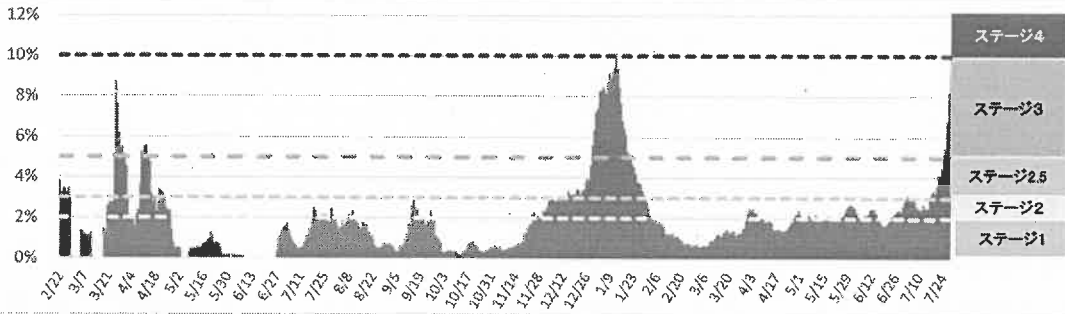
直近2週間の推移



監視体制

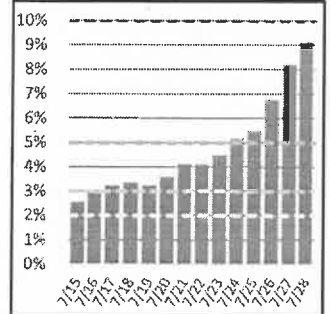
検査陽性率（直近1週間）

7月22日～ 7月28日 9.1%
過去最大値（直近日） 10.1%（1月6日～1月12日）



※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

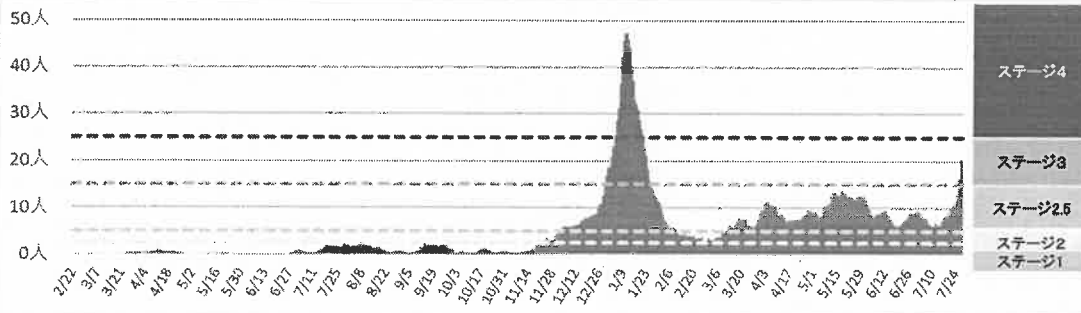
直近2週間の推移



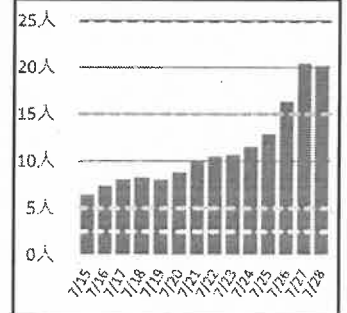
感染の状況

人口10万人あたりの新規感染者数（直近1週間）

7月22日～ 7月28日 20.2人
過去最大値（直近日） 47.2人（1月4日～1月10日）

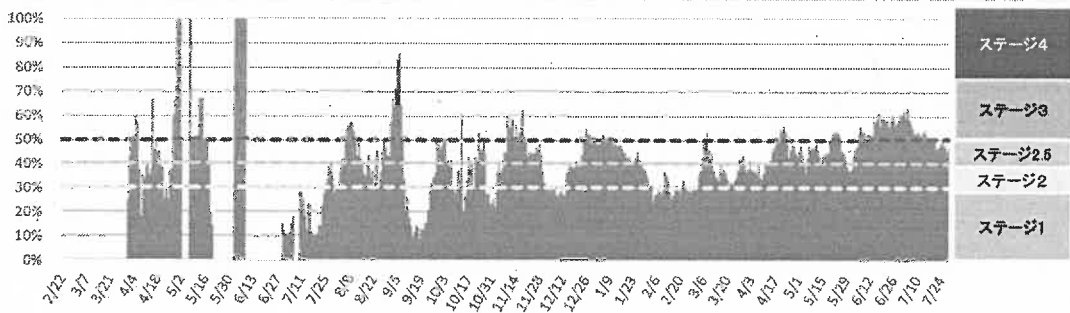


直近2週間の推移

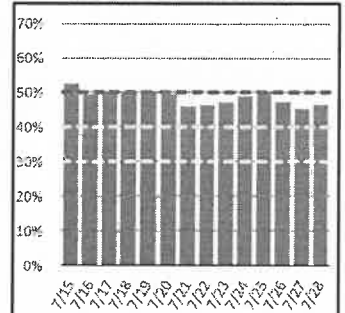


感染経路不明割合（直近1週間）

7月22日～ 7月28日 46.4% ※R2.6.27以降
過去最大値（直近日） ※ 85.7%（8月31日～9月6日）



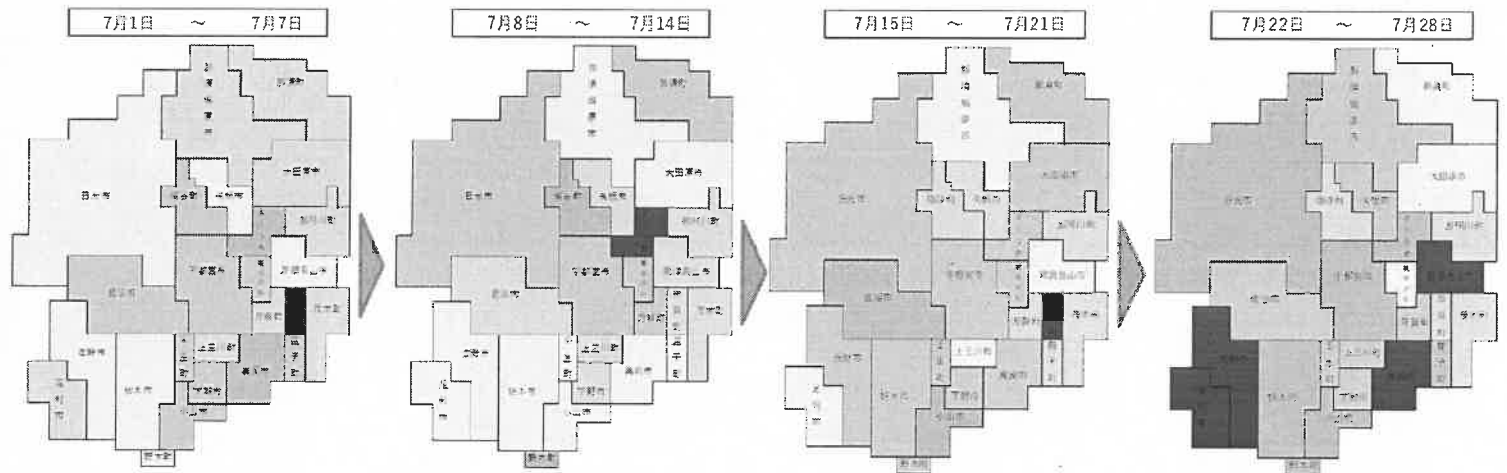
直近2週間の推移



市町別人口10万人あたり1週間新規感染者数

	7月1日～7月7日		7月8日～7月14日		7月15日～7月21日		7月22日～7月28日	
	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人
宇都宮市	71	13.7	50	9.6	61	11.8	111	21.4
足利市	2	1.4	4	2.8	6	4.2	14	30.7
栃木市	7	4.5	6	3.9	22	14.3	28	18.2
佐野市	4	3.5	5	4.3	7	6.1	30	34.8
那須市	5	5.3	1	1.1	17	17.9	13	13.7
日光市	3	3.9	10	12.9	8	10.3	16	20.7
小山市	9	5.4	5	3.0	27	16.1	39	23.3
真岡市	13	16.5	3	3.8	6	7.6	24	30.5
大田原市	0	0.0	3	4.1	8	10.9	9	4.1
矢板市	1	3.2	0	0.0	0	0.0	2	6.4
那須塩原市	0	0.0	4	3.5	3	2.6	17	14.7
さくら市	11	24.6	13	29.7	5	11.2	7	15.6
那須烏山市	1	4.1	0	0.0	1	4.1	1	36.5
下野市	3	5.0	1	1.7	3	5.0	6	10.1
上三川町	0	0.0	0	0.0	1	3.2	3	9.7
益子町	2	9.2	1	4.6	0	0.0	4	18.3
茂木町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
市貝町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
芳賀町	0	0.0	2	13.4	0	0.0	1	6.7
壬生町	3	7.6	1	2.5	2	5.1	3	7.6
野木町	1	4.0	4	16.0	2	8.0	5	20.0
益谷町	1	9.7	2	19.5	0	0.0	0	0.0
高根沢町	2	6.8	2	6.8	2	6.8	1	3.4
那須町	0	0.0	3	12.8	2	8.5	1	4.3
那珂川町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県内市町村合計	143	7.4	120	6.2	187	9.7	377	19.5
県外等	1		1		7		13	
県発表分総計	144	7.4	121	6.3	194	10.0	390	20.2

国ステージ3 県版ステージ2.5 県版ステージ2 県版ステージ1

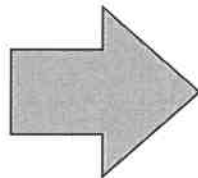
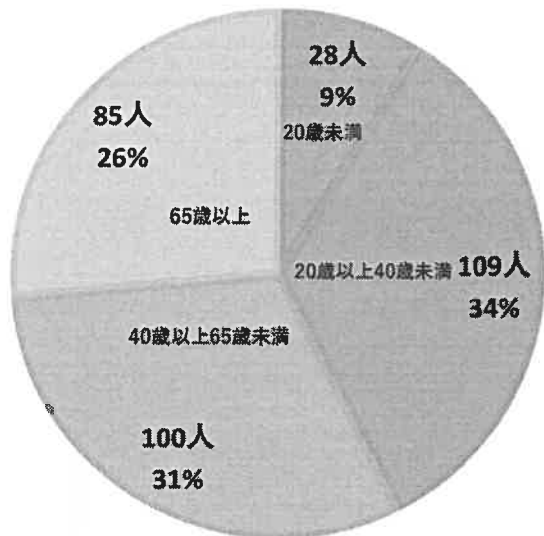


※ステージはあくまで県の警戒レベルの判断基準となる指標の「人口10万人あたりの新規感染者数」に当てはめた場合であり、当該市町の警戒レベルを示すものではありません。

年代別新規感染者数及び新規感染者割合（R3.7.28現在）

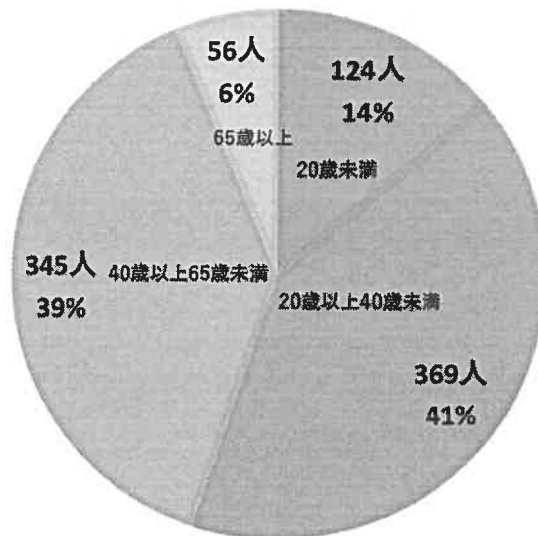
2021年 2月

■ 20歳未満 ■ 20歳以上40歳未満 ■ 40歳以上65歳未満 ■ 65歳以上



2021年 7月

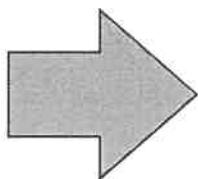
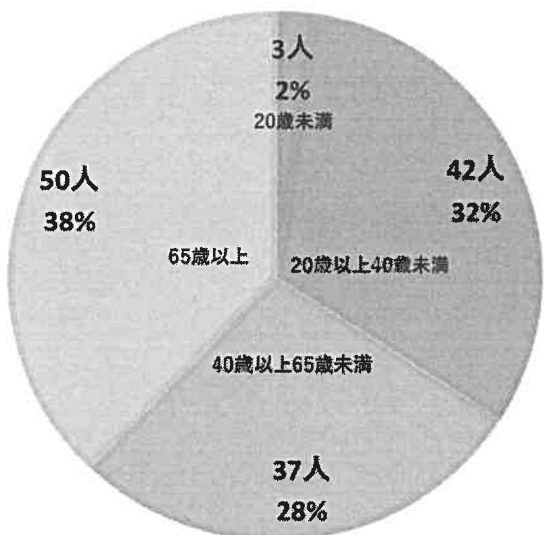
■ 20歳未満 ■ 20歳以上40歳未満 ■ 40歳以上65歳未満 ■ 65歳以上



年代別入院者数及び入院者割合（R3.7.28現在）

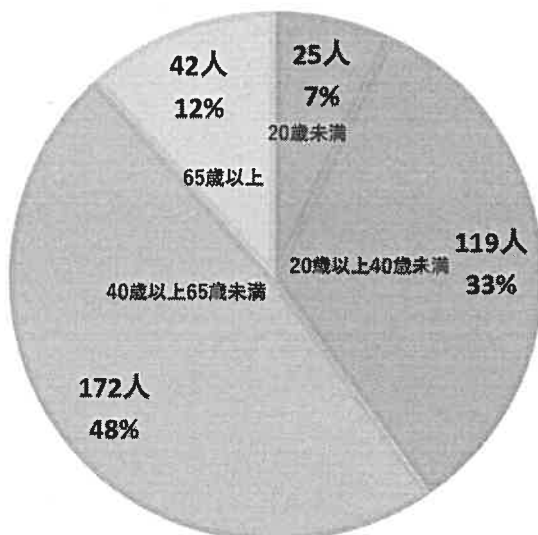
2021年 2月

■ 20歳未満 ■ 20歳以上40歳未満 ■ 40歳以上65歳未満 ■ 65歳以上

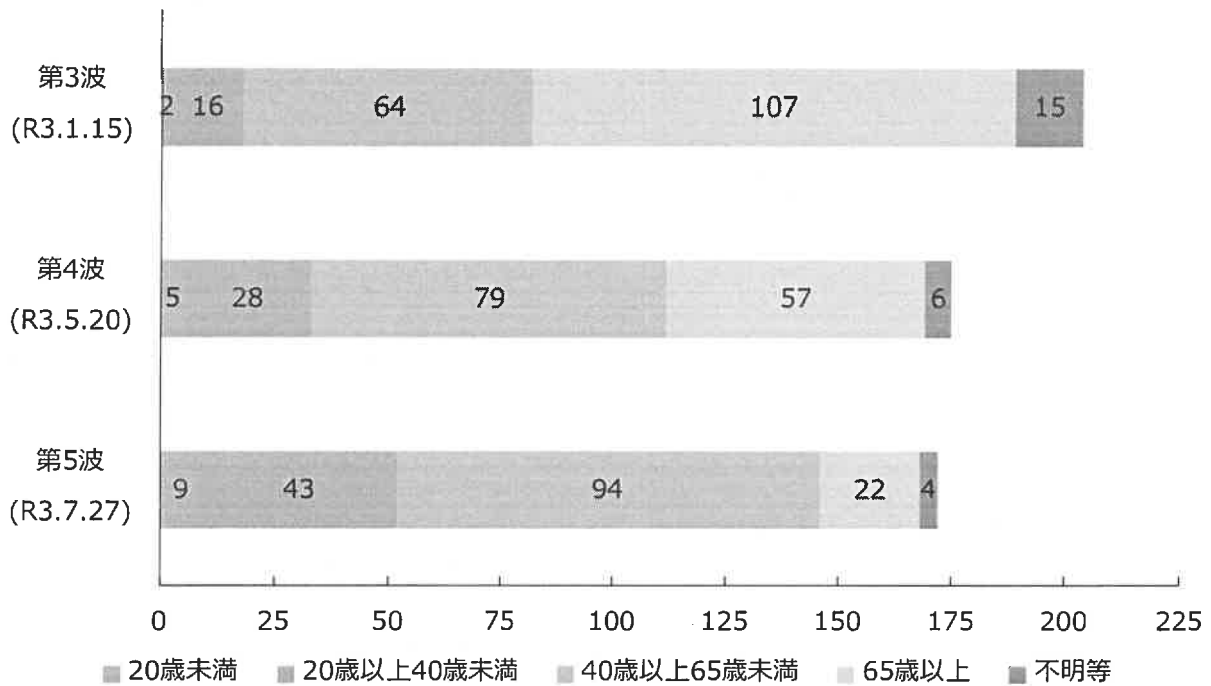


2021年 7月

■ 20歳未満 ■ 20歳以上40歳未満 ■ 40歳以上65歳未満 ■ 65歳以上



第3-5波における入院患者の年齢構成 (R3.7.27現在)



※第3-4波については入院者数が最多となった最初の日

感染経路 (推定含む) の推移



変異株の確認状況について

- ▶ N501Y変異（アルファ株）にほぼ置き換わった。（陽性率が8割超となった）
- ▶ 6月14日以降は、L452R変異（デルタ株）等をターゲットに検査を実施。

変異株（L452R）スクリーニング検査実施状況

変異株スクリーニング 結果判明日	変異株 スクリーニング 検査件数①	変異株 スクリーニング 陽性件数②	陽性率 ②/①
6/14-6/20	87	0	0.0%
6/21-6/27	96	0	0.0%
6/28-7/4	131	3	2.3%
7/5-7/11	93	4	4.3%
7/12-7/18	91	12	13.2%
7/19-7/25	132	55	41.7%
7/26-7/27	81	49	60.5%
合計	711	123	17.3%

※上記スクリーニング検査とは別に、先にゲノム解析で陽性が判明した4名あり。

栃木県新型コロナ警戒度基準

○警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安並びに警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）を設定
 →各指標の推移（変化のスピード、増減の傾向）や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断し、感染状況の特徴に応じた必要な要請を行うことで、感染拡大を防止
 ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

			警戒度レベル					備考	
			国(県)ステージ4 (緊急事態措置)	国(県)ステージ3 (まん延防止等 重点措置)	県版ステージ2.5 「嚴重警戒」	県版ステージ2 「感染注意」	県版ステージ1 「感染観察」	現在値 (R3.7.28)	過去最大値
医療提供体制等の 負荷	病床の 逼迫 具合	病床利用率※1	50%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満	39.1%	60.5% (R3.1.15)
		入院率※2	25%以下	40%以下	50%以下	—	—	35.5%	15.2% (R3.1.10) ※過去最高値
		重症病床利用率※1	50%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満	19.6%	45.7% (R3.1.26)
	人口10万人あたりの全療養者数	30人以上 ※実数:581人以上	20人以上 ※387人以上	10人以上 ※194人以上	5人以上 ※97人以上	5人未満 ※97人未満	25.5人	57.2人 ※1,105人 (R3.1.12)	
体制 監視	検査陽性率※3	10%以上	5%以上	3%以上	2%以上	2%未満	9.1%	10.1% (R3.1.12)	
感染 の 状況	人口10万人あたりの新規感染者数※3	25人以上 ※実数:484人以上	15人以上 ※291人以上	5人以上 ※97人以上	2.5人以上 ※49人以上	2.5人未満 ※49人未満	20.2人	47.2人 ※913人 (R3.1.10)	
	感染経路不明割合※3	50%以上	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	46.4%	85.7% (R2.9.6)	

※1: 最大確保病床数に対する割合 ※2: 療養者数に対する入院者数の割合(療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用) ※3: 直近1週間の状況

病床利用率について

コロナ医療には通常以上の人員や医療資源が必要です。このため本県の医療提供体制においては、コロナ病床使用率が20%を超えると急性期医療などコロナ以外の医療に大きな支障が生じかねず、更に50%を超えると医療全体が危機的な状況に陥っていると言えます。

警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）

■県民・事業者等に対し、下記内容を踏まえ、感染状況の特徴に応じた必要な措置・要請を行う。

警戒度レベル	状況（イメージ）	措置・要請（想定）
国(県)ステージ4 (緊急事態措置)	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。	【緊急事態措置として講じうる措置】 ・事業者に対し時短要請～休業要請(命令、過料(30万円)) ・県民に外出自粛要請 ・イベント開催制限～停止 など ※国による緊急事態措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
国(県)ステージ3 (まん延防止等 重点措置)	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージIIと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	【まん延防止等重点措置として講じうる措置】 ・事業者に対し時短要請(命令、過料(20万円)) ・県民に知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことを要請 ・イベント開催制限 など ※国による重点措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
県版 ステージ2.5 「嚴重警戒」	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 クラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	・県民に感染が拡大している地域（緊急事態措置区域、重点措置区域）への不要不急の移動は避けることを要請 ・県民に感染リスクの高い場所への外出を避けることを要請
県版 ステージ2 「感染注意」		・県民に感染が拡大している地域（緊急事態措置区域、重点措置区域）への不要不急の移動は慎重に検討することを要請
県版 ステージ1 「感染観察」	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	各ステージ共通事項 ・県民に対して感染リスクが高まる「5つの場面」での注意、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けること、基本的な感染防止対策の徹底を要請 ・事業者に対して感染拡大防止のための適切な取組やテレワークの推進を要請 ・感染状況に応じたイベント開催制限（イベント開催時の必要な感染防止策に留意）

警戒度モニタリング状況等について

1 警戒度指標の状況（令和3（2021）年7月28日現在）

医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫具合	病床使用率	39.1%	県版ステージ3 「重点措置」
		入院率	35.5%	県版ステージ3 「重点措置」
		重症病床使用率	19.6%	県版ステージ2.5 「厳重警戒」
		人口10万人あたりの全療養者数	25.5人	県版ステージ3 「重点措置」
監視体制		検査陽性率	9.1%	県版ステージ3 「重点措置」
感染の状況		人口10万人あたりの新規感染者数	20.2人	県版ステージ3 「重点措置」
		感染経路不明割合	46.4%	県版ステージ2.5 「厳重警戒」

- 病床使用率は3月末以降重点措置レベルで推移しており、7月に入ってから増加傾向が続き、現状40%程度で推移している。
- 重症病床使用率は、7月に入り15%程度まで下がったものの、現状20%程度で推移している。
- 全療養者数は7月中旬以降増加傾向にあり、直近では急増している。
- 新規感染者数も7月中旬以降増加傾向にあり、直近では急増している。
- 感染経路不明割合は、6月上旬以降50%程度で推移する状態が常態化している。

2 安定した状態からの立ち上がりを示す指標の状況及び評価

指標	評価
発症日別陽性者数	発症日陽性者数と判明日陽性者の関係に特異な状況はない。
20～30代の新規陽性者数及び割合	直近2週間は40%程度で推移している。
今週前週比	直近2週間は1.0を上回った上、増加傾向にあり、直近では2倍になっている。
中心部の夜間の人流（前週との比較）	人流の顕著な増加傾向は見られていない。

3 変異株の確認状況

- N501Y 変異（アルファ株）にほぼ置き換わった。（陽性率8割超）
- 6月14日以降は、L452R 変異（デルタ株）をターゲットにスクリーニング検査を実施。

	6/14～7/11	7/12～7/18	7/19～7/25	7/26～7/27	合計
検査件数	407	91	132	81	711
陽性件数	7	12	55	49	123
陽性率	1.7%	13.2%	41.7%	60.5%	17.3%

※スクリーニング検査とは別に、先にゲノム解析で陽性が判明した4名あり。

4 国内の発生動向

- 全国の新規感染者数は、増加が続き、直近の1週間では10万人あたり約28人となっており、今週前週比が急速に拡大している。東京を中心とする首都圏だけではなく、関西圏をはじめ全国の多くの地域で新規感染者数が増加傾向となっており、これまで経験したことのない感染拡大となっている。また、連休による影響で、今後の報告数が上積みされる可能性も留意する必要がある。

【第36回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年7月28日）資料より】

5 近隣都県の感染状況

直近1週間の陽性者数（～7/27、対人口10万人（前週比））

栃木県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
18.1(2.21)	11.5(2.13)	17.7(1.64)	10.8(3.09)	42.6(1.58)	88.8(1.50)

【厚生労働省HP「データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報ー」より栃木県保健福祉部作成】

6 評価

- 本県の新規感染者数及び全療養者数は短期間で急増し、各指標の警戒度レベルがステージ3相当となり、医療提供体制への負荷が確実に高まっていること、東京を中心とする首都圏の感染拡大が顕著で、近接県においても感染が拡大していること、感染力が強いと言われるデルタ株への置き換わりが急速に進んでいることなどを総合的に勘案し、警戒度レベルはステージ3に引き上げる。
- 新規感染者数の増加を抑え、医療提供体制への負荷を低減させるため、県民に対して外出の自粛を要請するとともに、感染が拡大している市町にある飲食店に対して営業時間の短縮を要請するなど、ステージ引き上げに伴い、感染対策の徹底等を強く県民・事業者に要請し、感染拡大を食い止める取組を行う。

警戒度レベル県版ステージ3における対応

※下線部が変更点

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和3(2021)年7月30日(金)～8月22日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。
- ③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

- ・ 不要不急の外出自粛を要請
- ・ 都道府県間の不要不急の移動の自粛を要請
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
「3密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」のそれぞれについて徹底的に回避することも要請
(「会話する＝マスクする」運動(特に会食の場における適切なマスク着用)を展開)
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとるよう要請

●県民に対する協力要請 (続き)

- ・ 5人以上の飲食・飲酒やパーティー及びこれに類するものについては、自粛するよう要請
- ・ ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底するよう要請
- ・ ワクチン接種者も上記取組を行うよう要請

●事業者に対する協力要請

- ・ 感染が拡大している市町における、食品衛生法に定める営業許可を受けた飲食店の営業時間の短縮を要請(特措法第24条第9項)
【期間】令和3(2021)年8月2日(月)から8月22日(日)
【対象市町】宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市
【営業時間】午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を要請(特措法第24条第9項) 特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意
- ・ 飲食店に対し感染症対策(アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの着用の推奨、換気の徹底等)を適切に実施することを要請(特措法第24条第9項)
- ・ 職場関係の5人以上の会食を控えることを要請(特措法第24条第9項)
- ・ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施を要請(特措法第24条第9項)
- ・ 「出勤者数7割削減」を目指すことを含めた接触機会の低減に向けて、テレワーク等の推進、オンラインビジネスの推奨

催物（イベント）の開催に関する協力依頼

緊急事態宣言等解除後の経過措置と同等の開催制限を要請

期間：令和3年(2021)年7月30日（金）～8月22日（日） ※終期は予定。状況を見て判断。

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合	100%以内※1	5,000人又は 収容定員50%以内 (最大10,000人まで) のいずれか大きい方※4	21時まで※5
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2,3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 収容定員が設定されていない場合は、10,000人以下とする。

※5 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙）を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの様態等から適切に判断すること
- 8月1日までに販売されたチケットは、上記要件は適用せず、キャンセル不要とする。ただし、8月2日以降は上記要件を満たさないチケットの新規販売を停止すること。また、8月2日以降に販売開始されるものは、上記要件を全て満たすこと

イベント開催時の必要な感染防止策 ①

別紙

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

① マスク常時着用 の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないこと の担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③ ①、②の奨励	・①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④ 手洗い	・こまめな手洗いの奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では隣席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 ・ 栃木県が推進する「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 *全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※ その他の要件の詳細は、令和3年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」のとおりとする。

県立学校での対応

○引き続き感染防止対策を徹底しながら、教育活動（部活動を含む。）を実施する。

○特に、部活動に付随する場面（飲食、更衣等）での感染防止対策を徹底する。

○校外での教育活動については、実施の可否を慎重に判断する。なお、県外での活動や宿泊を伴う活動は原則不可とする。

※市町立学校では、引き続き感染防止対策を徹底していただきたい。

栃木県における警戒度レベルの引き上げ

- 新規感染者数及び全療養者数は短期間で急増
- 各指標の警戒度レベルがステージ3相当となり、医療提供体制への負荷が確実に高まっている
- 東京を中心とする首都圏の感染拡大が顕著で、近隣県においても感染が拡大
- 感染力が高いと言われるデルタ株への置き換わりが急速に進んでいる

本県の警戒度レベルを国のまん延防止等重点措置レベルである県版ステージ3に引き上げ

要請期間

令和3(2021)年7月30日(金)から8月22日(日)

ステージ3における主な要請内容

県民の皆様へ	<ul style="list-style-type: none">• <u>不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛</u>• 5人以上の飲食・飲酒やパーティーへの参加を自粛• 4人以下であっても、普段会わない人との長時間又は酒類を伴う飲食は慎重に判断を• <u>飲食店を利用する場合は、とちまる安心認証店など感染対策が徹底されている店の利用を</u>
事業者の皆様へ	<ul style="list-style-type: none">• 「<u>出勤者数の7割削減</u>」を目指すことを含めた接触機会の低減に向け、テレワーク等の推進、オンラインビジネスを推奨
飲食店を営む事業者の皆様へ	<ul style="list-style-type: none">• <u>営業時間の短縮の要請</u><ul style="list-style-type: none">■ 期間：令和3(2021)年8月2日(月)～8月22日(日)■ 対象市町：宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市※直近の人口10万人あたりの1週間新規感染者数が15名以上、かつ人口規模を勘案し1週間新規感染者数が15名以上の市町■ 対象飲食店：食品衛生法に定める営業許可を受けた飲食店■ 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
イベント開催に関する協力依頼	<ul style="list-style-type: none">• 収容率：大声なし 100%以内 大声あり 50%以内• 人数上限：5,000人又は収容定員の50%以内(最大10,000人まで)のいずれか大きい方• 開催時間：21時まで

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】

県の要請に応じて下記のとおり営業時間の短縮に御協力頂いた事業者に対し、協力を支給します。

【対象期間】 8月2日（月）20時から8月22日（日）24時までの全21日間

【対象地域】 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市の7市

【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗

- ・食品衛生法に定める営業許可を受けた飲食店
 - ・これまで20時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間の全ての営業時間を5時から20時までに短縮した店舗（ただし、酒類の提供は11時から19時まで）
- * その他、「会話する＝マスクする」運動などこれまでの申請要件で求めた事項

【申請方法】 インターネット又は郵送

【受付期間】 8月12日（木）～9月30日（木）（消印有効）

【支給額】 中小企業等 52.5万円～157.5万円 [1日当たりの売上高×0.3（下限2.5万円/日、上限7.5万円/日）×21日]

※協力金の一部（52.5万円）を早期に支給。

大企業 420万円以内

[1日当たりの売上高減少額×0.4（上限20万円/日又は1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額）×21日]

県民への呼びかけ・広報の強化

1 市町と一体となり、「県版まん延防止等重点措置」「不要不急の外出自粛」を呼びかけ

県の取組	
手段	実施内容
広報車	県内全域 2台巡回
道路情報板 交通情報板	「県版まん延防止等重点措置」 「不要不急の外出自粛」の表示
ラジオ・テレビ	CMの強化、番組内での呼びかけの実施

※感染が拡大している市町を中心に、県・市町共同で街頭呼びかけを実施

市町の取組	
県から市町へ依頼通知	
防災無線、広報車等 による住民への呼びかけ	県から市町へ 呼びかけ内容の 音源等を提供
・コミュニティFM	
・ケーブルテレビ等へ協力依頼	
広報紙、ホームページ、SNS等	

2 働き世代、若い世代への呼びかけを強化（外出自粛、感染対策の徹底、会食時のリスク）

就業している者	学生	その他全般
各業界団体、経済団体等を通じて、従業員への周知徹底を依頼	県内各大学、各専門学校等に対して、学生への周知を依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・ YouTube広告（県内若者対象） ・ 県公式SNS（全庁）の活用

県民利用施設の対応について（7/30～8/22）

R3(2021).7.29

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

共通事項

警戒度レベルステージ3発出期間中の県民利用施設の対応（貸館による施設利用を含む）については、原則として以下のような対応とし、使用する場合は施設及び使用形態に応じた各種ガイドライン等に基づく十分な感染防止対策を取るものとする。（始期は7/30以降、指定管理者等と協議してできるだけ早期に実施）

- 催物（イベント等）の開催
開催基準を順守することとし（人数上限、収容率（大声なし：100%以内、大声あり：50%以内）等）、開催時間は21時までとする
- 開館時間
施設の開館時間は下表のとおりとする。予約済で20時以降に係るものは、変更・延期・中止等の要請等を行う。催物（イベント等）の開催時は、21時までの要請等を行う。
- 対応についての詳細は、各施設の問い合わせ先へ確認のこと。
- ◎ 警戒度レベル変更等の場合は、適宜見直しを行う。

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	7月30日～8月22日の対応	各施設の問い合わせ先
1	県民	県立美術館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	開館	美術館 総務課 028-621-3566 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
2	県民	県立博物館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	開館	博物館 総務課 028-634-1311 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
3	県民	県総合文化センター	月曜日～日曜日 ○ホール・会議室等 9:00～22:00 ○ギャラリー 9:00～19:00	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	栃木県総合文化センター利用サービス課 028-643-1000 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
4	県民	とちぎボランティアNPOセンター	火曜日～土曜日 8:30～17:00	原則として休館（予約済を除く） ※各種相談等は実施	とちぎボランティアNPOセンター 028-623-3455 県民文化課県民協働推進室 028-623-3422
5	県民	栃木県庁舎・公館	【県庁団体見学】 平日 9:00～12:00、 13:00～16:00	団体見学の新規予約停止	広報課県民プラザ室 028-623-3766
6	県民	とちぎ青少年センター	9:00～22:00（宿泊室除く） 年中無休	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	とちぎ青少年センター 028-624-2203 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当 028-623-3075
7	県民	とちぎ男女共同参画センター	火～土 9:00～21:00 日 9:00～17:00 月 休館日	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照 ※各種相談は実施	とちぎ男女共同参画センター（パルティ） 028-665-7700 人権・青少年男女参画課 男女共同参画担当 028-623-3074
8	県民	栃木県防災館	9:30～16:30 毎週月曜日休館	休館	栃木県防災館 028-674-4843 （北関東総合警備保障（株）（指定管理者） 028-639-0436） 消防防災課地域防災担当 028-623-2127

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	7月30日～8月22日の対応	各施設の問い合わせ先
9	環森	日光自然博物館	10:00～16:00 ※11～5月は月曜休館	開館	日光自然博物館 0288-55-0880 自然環境課 028-623-3205
10	環森	中禅寺湖畔国際避暑地記念施設	英国大使館別荘記念公園 イタリア大使館別荘記念公園 中禅寺湖畔ポートハウス 9:00～17:00 ※12～3月休館	開館	日光自然博物館 0288-55-0880 自然環境課 028-623-3205
11	環森	県民の森	森林展示館等 9:00～16:00 ※12～3月は水曜休館 ※キャンプ場営業は4月末～9月末	・開館 ・有料施設の新規予約受付停止。予約済は変更等を要請	県民の森管理事務所 0287-43-0479 自然環境課 028-623-3205
12	環森	塩原温泉ビジターセンター	9:00～16:30 火曜休館	開館	塩原温泉ビジターセンター 0287-32-3050 自然環境課 028-623-3205
13	保福	子ども総合科学館	9:30～16:30 月曜日休館	・有料施設（展示場・プラネタリウム・乗り物広場）は休館 ・催し広場・遊びの広場・冒険広場・風の広場は利用可	子ども総合科学館 028-659-5555 こども政策課子育て環境づくり推進担当 028-623-3068
14	保福	とちぎ福祉プラザ	【本館】 午前9時～午後9時 （休日：毎月第1日曜日、平日にあたる国民の祝日） 【障害者スポーツセンター】 午前9時～午後9時 （休日：毎週月曜日）	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	（福）栃木県社会福祉協議会 とちぎ福祉プラザ管理課 028-621-2940 保健福祉課地域福祉担当 028-623-3047
15	保福	とちぎ健康づくりセンター	【トレーニング室等】 火～土曜日 9時30分～21時 日・祝日 9時30分～17時 【貸館】 火～土曜日 8時30分～21時 月・日・祝・第4火曜日 8時30分～17時	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	（福）とちぎ健康福祉協会 健康づくり課 028-623-5858 保健福祉課地域保健担当 028-623-3103
16	保福	栃木県シルバード大学校（中央校、南校、北校）※とちぎ生きがいつくりセンター内	【貸館】 火～土曜日 9時～21時 月・日・祝・第4火曜日 9時～17時 【大学校】 火曜日～金曜日 10時～15時	【貸館】 ・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	（福）とちぎ健康福祉協会 生きがいつくり課 028-650-3366 健康づくり課 028-623-5858 高齢対策課生きがいつくり担当 028-623-3048

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	7月30日～8月22日の対応	各施設の問い合わせ先
17	産労	産業技術センター 多目的ホール・多目的ルーム	開館時間：9時～17時 開館日：休館日を除く 毎日（休館日：土日祝日、12/29～1/3）	原則として休館（予約済を除く）	・多目的ホール 産業技術センター 028-670-3395 ・多目的ルーム 県南技術支援センター 0283-22-0733 産業技術支援センター 0285-72-5221
18	産労	栃木県立宇都宮産業展示館 （マロニエプラザ）	開館時間：9時～21時 開館日：休館日を除く 毎日（休館日12/29～1/3）	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	マロニエプラザ事務局 028-664-2266 観光交流課観光地づくり担当 028-623-3210
19	農政	なかがわ水遊園	9:30～16:30 月曜、第4木曜定休	・開園 ・おもしろ魚館は休館（新規予約受付停止。予約済は変更等を要請）	なかがわ水遊園 0287-98-3055 農村振興課水産資源担当 028-623-2351
20	農政	とちぎ花センター	9:00～16:30 月曜定休 ※3～5月は無休	・開園 ・鑑賞大温室、ホール棟、フラワー館は休館（新規予約受付停止。予約済は変更等を要請）	とちぎ花センター 0282-55-5775 生産振興課果樹花き担当 028-623-2329
21	県土	井頭公園	8:30-18:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済は変更等を要請（ただし、一万人プールは前売りチケット購入済みでも利用不可）	井頭公園管理事務所 0285-83-3121 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
22	県土	鬼怒グリーンパーク	8:30-17:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済は変更等を要請	鬼怒グリーンパーク管理事務所 028-675-1909 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
23	県土	中央公園	8:30-18:00	開園	中央公園管理事務所 028-636-1491 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
24	県土	那須野が原公園	8:30-17:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済は変更等を要請	那須野が原公園管理事務所 0287-36-1220 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
25	県土	みかも山公園	8:30-18:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済は変更等を要請	みかも山公園管理事務所 0282-55-7272 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
26	県土	日光田母沢御用邸記念公園	8:30-16:30	開園	日光田母沢御用邸記念公園 0288-53-6767 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
27	県土	日光だいや川公園	8:30-17:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済は変更等を要請	日光だいや川公園 0288-23-0111 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
28	県土	とちぎわんぱく公園	8:30-16:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済は変更等を要請	とちぎわんぱく公園 0282-86-5855 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	7月30日～8月22日の対応	各施設の問い合わせ先
29	県土	とちぎ明治の森記念館(旧青木家那須別邸)	火曜日～日曜日 冬期(10～3月)9:00～16:30 夏期(4～9月)9:00～17:30	開館	那須塩原市生涯学習課 0287-37-5419 道路保全課 028-623-2425
30	企業	県民ゴルフ場	夏期(4～10月)6:00～18:00 冬期(11～3月)7:30～17:30	営業(施設の一部使用制限あり) ・風呂:浴槽は使用せず、シャワーのみ利用可 ・ロッカーは使用禁止	経営企画課 028-623-3824
31	教委	総合運動公園	8:30～18:00 (武道館9:00～21:00)	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	総合運動公園北・中央エリア指定管理グループ(指定管理者) 028-615-0581 スポーツ振興課 028-623-3414
32	教委	とちぎスポーツ医学センター	平日12:00～21:00 (毎週火曜日休館) 土・日曜日9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	総合運動公園北・中央エリア指定管理グループ(指定管理者) 028-645-2080 スポーツ振興課 028-623-3415
33	教委	栃木県総合教育センター	・学習情報センター、生涯学習ボランティアセンター 10:00～17:00	開館	生涯学習部 028-665-7206 総務課 028-623-3352
			・図書資料室 平日9:00～17:00 土日10:00～17:00		生涯学習部 028-665-7206 総務課 028-623-3352
			・施設貸出(研修室、体育館、等) 平日9:00～21:00 土日9:00～17:00		総務部 028-665-7200 総務課 028-623-3352
34	教委	文書館	平日 9:00～17:00	開館	文書館 028-623-3450 総務課 028-623-3352
35	教委	県立図書館	火～日 9:00～19:00 ※土日祝は17:00まで	開館 ※一部制限あり(閲覧席数の削減、端末等の利用時間制限、館内飲食禁止等)	県立図書館 028-622-5111 生涯学習課 028-623-3405
36	教委	青少年教育施設(芳賀青年の家)	休所日 ・月曜日(第3除く) ・第3日曜・祝日 ・12/27～1/5	・開館 ・新規予約受付停止。予約済は変更等を要請(学校教育活動での利用を除く)	芳賀青年の家 0285-72-2273 生涯学習課 028-623-3405
37	教委	青少年教育施設(太平少年自然の家)	休所日 ・日曜日 ・祝日 ・12/27～1/5	・開館 ・新規予約受付停止。予約済は変更等を要請(学校教育活動での利用を除く)	太平少年自然の家 0282-24-8551 生涯学習課 028-623-3405
38	教委	青少年教育施設(なす高原自然の家)	休所日 12/29～1/3	・開館 ・新規予約受付停止。予約済は変更等を要請(学校教育活動での利用を除く)	(公財)とちぎ未来づくり財団(指定管理者) 0287-76-6240 生涯学習課 028-623-3405

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	7月30日～8月22日の対応	各施設の問い合わせ先
39	教委	青少年教育施設 (とちぎ海浜自然の家)	休所日 12/29～1/3	・開館 ・新規予約受付停止。予約済は変更等を要請（学校教育活動での利用を除く）	(公財)とちぎ未来づくり財団 (指定管理者) 0291-37-4004 生涯学習課 028-623-3405
40	教委	県体育館	9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	(公財)栃木県スポーツ協会(指定管理者) 028-622-4201 スポーツ振興課 028-623-3414
41	教委	県南体育館	9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	小山市(指定管理者) 0285-21-0021 スポーツ振興課 028-623-3414
42	教委	県北体育館	9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	大田原市(指定管理者) 0287-22-8012 スポーツ振興課 028-623-3414
43	教委	温水プール館	9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	小山市(指定管理者) 0285-22-4617 スポーツ振興課 028-623-3414
44	教委	アイスアリーナ	5:30～21:00	・工事による休館(R2.11.30～R3.8.8) ・R3.8.9～は原則として休館 ・予約済については共通事項を参照	(一財)日光市公共施設振興公社(指定管理者) 0288-53-5881 スポーツ振興課 028-623-3414
45	教委	グリーンスタジアム	9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	北関東総合警備保障(株) (指定管理者) 028-667-0962 スポーツ振興課 028-623-3414
46	教委	埋蔵文化財センター	9:30～16:30 (土・祝は休館)	開館	埋蔵文化財センター 0285-44-8441 文化財課 028-623-3421